

## 2. 3. 定款変更経緯

### 社団法人 日本機械学会 定款一部変更の経緯について

定款変更の主な要点 (1993年～2009年3月で2回変更)

総会開催の審議 決定日	定款変更の要旨	定款の該当条文・条項
1995年 4月1日 (水)通常総 会:早稲田大 学国際会議 場	1995年4月1日の通常総会で定款変更案を承認。 事務所移転による所在地変更 変更前;渋谷区代々木二丁目4番9号 変更後;新宿区信濃町35番地 文部大臣より5月25日付けで定款一部変更認可	関連条項:第4条
1999年 7月28日 (水)臨時総 会:慶応義塾 大学三田西 校舎518番 教室	1999年7月28日の臨時総会で定款変更案を承認。別紙の 「1999年の定款変更 条文・条項の要点」参照。 文部大臣より11月1日付けで定款一部変更認可  第二世紀将来構想による本会組織の改革具現化 1. 会費は定款から細則記載へ移動 2. 地区・部門の評議員定数は別途定めるとした。2期継続就任者の被選挙権 条項の定款から細則記載移行 3. 理事の定数変更と理事新設(広報理事、常勤理事) 4. 細則で筆頭副会長選挙制度明記、会計理事⇒財務理事 5. 職員・嘱託員を定款記載へ移行 6. フェロー、部門などは細則で新設、追記 *なお、定款本文に「原則として」の表記が5個所有り。  第2条(目的再定義)、第5条(部門の追記)、第9条 第10条、第11条、第 12条、第13条(会員の再定義)、第17条、第19条、(第24条と第25条の会 費部分を一本化し、新第17条とする。なお会費額は細則とする。)(但し書部 分は削除し細則へ)・(第26条、第27条は削除して細則へ) 第22条 役員 1. 理事22名以上24名以内(会長、副会長を含む) 2. 評 議員160名以上260名以内 3. 監事2名 第23条 役員の任期は原則として2年、評議員の任期は1年 第24条、第28条 評議員は、民法上の社員、第31条 役員欠員条項、 第33条 総会は、会長が招集。評議員、正員に通知しなければならない。正 員は総会に出席し意見を述べる事ができる。 第34条 総会は評議員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。 第35条 第37条、第49条、 第6章 職員、嘱託員 第54条 会務を処理するため事務局を設け、職員並びに嘱託員を若干名置く。 その選任、給与は予算の範囲内で理事会が決める。	関連条項: 第2条、第5条、第9条 第10 条、第11条、第12条、第13条、 第17条、第19条、第22条、第 23条、第24条、第28条、第33 条、第34条、第35条、第37条、 第49条、第54条

### 一般社団法人 日本機械学会 定款(一部)変更の経緯について

定款変更の主な要点 (2009年12月～2016年7月)

総会開催の審議 決定日	定款変更の要旨	定款の該当条文・条項
2009年12月2 日(水)評議員 会	一般社団法人へ移行承認。定款と共に細則全面変更を承認	全面的な変更
2010年4月23 日(金)通常 総会	2010年4月の通常総会で一般社団移行と定款全面変更を承認(別紙総会7号 議案) 0.一般社団法人 日本機械学会定款(変更対比)案 参考資料 1.定款変更案の要点 2.細則変更案対比表 3.細則変更案の要点 4.公益目的支出計画の概括 5.公益目的支出計画の要点 6.今後の移行スケジュール 7.新定款認可後の本会の移行措置について	全面的な変更

## 2. 3. 定款変更経緯

<p>2010年12月8日(水) 臨時総会</p>	<p>臨時総会(本会会議室)で2010年4月承認の定款を一部変更 内閣府公益認定等委員会の指摘事項により変更 第1条の名称、 第4条の本会事業の実施対象地域 第8条、第27条の重要案件の決議は、社員総会において総社員(現 評議員、一般社団法人移行後にあつては代表会員)の3分の2以上の議決を得ること 第17条の会員の退会は、届け出だけで済むようにしたこと、 第21条、第36条の社員の権利や任期、欠員の定めなどのほか、役員 の免責にかかる定め 第30条は、理事会で会長、副会長を選任すること、 第51条の解散時の残余財産の帰属の表記、 第52条の会員への公告方法、</p>	<p>定款の一部変更 第1条、第4条、第8条、第17条、第21条、第30条、第36条、第51条、第52条</p>
<p>2011年2月~3月1日</p>	<p>内閣府公益認定委員会より、2月23日付けで一般社団法人への移行を認可。 3月1日付けで移行登記</p>	
<p>2012年4月20日(金) 定時社員総会</p>	<p>定時社員総会(明治記念館)第4号議案で定款一部変更 1. 第17条「任意退会」 公益認定等委員会より、「任意退会については、完納等の条件を課すことは出来ない」との指摘があり、2行目の取り消し線の箇所を削除 2. 第35条「役員 の待遇」 同委員会の指摘により、「監事の報酬を理事会で決めることは出来ないことから、本会が常勤の監事を置かない現状では、『監事』を削除するか、『理事会が別に定める報酬等の基準』を削除し、社員総会で決定する規定にする必要がある」ことから、1行目の取り消し線の箇所を削除 3. 第43条「基本財産、普通財産」 同委員会の指摘により、「定款には『基本財産』の定義がないため、別に定める」ことにより、1行目の取り消し線の箇所を削除し下線の箇所を追記 4. 附則 2項から5項までは、一般社団法人への移行が完了により、全文削除</p>	<p>関連条項:第17条、第35条、第43条、付則2項から5項削除</p>